

平成 23 年 7 月

誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。

これに伴い、【平成 23 年度版 会社を元気にする助成金・給付金】の記述を下記のように改めてく
ださい。

ページ	誤	正
P.3 (注 2)	高齢・障害者雇用支援機構	高齢・障害・ 求職者 雇用支援機構
P.9 ※1	専修学校・高校・中学校等	専修学校等
P.10 ④	有期実習型訓練修了者用型	有期実習型訓練修了者 雇 用型
P.13 B	※3	※1
P.13 注 1)	注 1)既に「65 歳以上の定年」「希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度」を実施済みの事業主は奨励金の対象となりません。	※1)既に「65 歳以上 まで の定年」「希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度」の いずれも 実施済みの事業主は奨励金の対象となりません。
P.13 注 2)	注 2)既に 65 歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は支給の対象となりません。	既に 65 歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は 奨励金の支給対象 となりません。
P.13 注 3)	注 3)	注)
P.13 一番下の※	導入しても給対象	導入しても 支 給対象

なお、P9、および P13 については差替分を付属いたします。



3年以内既卒者採用拡大奨励金



どんな会社が利用できるの？

卒業後3年以内の既卒者(※1)をハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介で正規雇用(※2)として雇入れを行った場合に奨励金が支給されます。

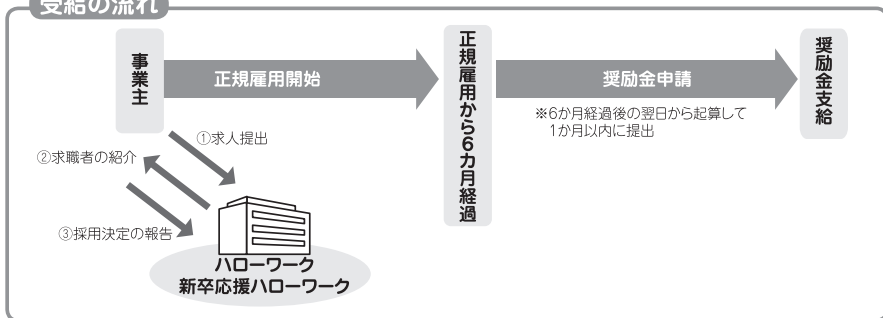
- ※1 卒業後3年以内の既卒者とは、平成21年3月以降に大学・大学院・短大・高专・専修学校等を卒業し、卒業後1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がなくハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録し、ハローワークが認めた40歳未満の者をいいます。
- ※2 正規雇用とは、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である場合(1週間の所定労働時間が、30時間以上のもの)をいいます。



どんな内容の助成金？

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に、100万円を支給。(1事業所1回限り)

受給の流れ



コンサルタントからのアドバイス

- 注意点1** 当奨励金は平成23年度までの時限的な奨励金です。
- 注意点2** この奨励金を活用するためには求人募集をする際に「3年以内既卒者採用拡大奨励金」を活用した求人希望の旨を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに申し出ることが必要です。

退職年齢 65歳~69歳 70歳以上

企業規模 (人)

1~9 10~99 100~300

支給額 (万円)

A 定年の引上げ	企業規模 (人)		
	1~9	10~99	100~300
B 希望者全員継続雇用 ^{※1} 制度導入	20	30	40
C 定年の引上げ・廃止	80 (40)	120 (60)	160 (80)
D 希望者全員継続雇用制度の導入	40 (20)	60 (30)	80 (40)
E 定年の引上げ	60 (50)	90 (75)	120 (100)
F 希望者全員継続雇用制度の導入	20 (10)	30 (15)	40 (20)
G 定年の引上げ・廃止	40 (20)	60 (30)	80 (40)
H 希望者全員継続雇用制度の導入	20 (10)	30 (15)	40 (20)

60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

希望者全員65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を導入している

65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

加算措置

上記と合わせ高齢短時間制度(※)を導入した場合加算されます。

20 20 20

※1) 既に「65歳以上までの定年」「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度」のいずれも実施済みの事業主は奨励金の対象となりません。

既に65歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は奨励金の支給対象となりません。

注) ()内は支給申請日前日において当該事業主に1年以上雇用されている64歳以上の常用被保険者がいない場合に支給する額です。

※高齢短時間制度の対象労働者は週の所定労働時間の4分の3かつ20時間以上の労働者が対象です。この加算金は短時間制度導入後1年以内に1名以上出た場合に支給申請ができますが、高齢短時間制度のみ導入しても支給対象となりません。